

広島県告示第百二十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年三月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
林ヶ原A地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		地番		標柱番号
廿日市市		林ヶ原一丁目	丸石一丁目	一六〇三番九	標柱一号	
				一六〇三番六六	標柱二号	
				一六〇三番一四六	標柱三号	
				一六〇三番二二	標柱四号	
		林ヶ原一丁目	一六〇〇番一	標柱五号		
			七五〇三番二	標柱六号		
			七五〇五番地先里道敷	標柱七号		
			七四九八番六地先里道敷	標柱八号		